

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【労働安全衛生総合研究所】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月8日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人 労働安全衛生総合研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●従来より研究所等必要最小限の施設等しか保有しておらず、不要な施設等はない。また、不要と認められるものが発生した場合には、速やかに国庫納付を行う。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●従来より研究所等必要最小限の施設等しか保有しておらず、不要な施設等はない。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●例えば、特許権の維持の是非について、特許の維持経費の適正化を図るために、特許年金の支払い前の段階で、今後の実施許諾等に伴う収入の見通し、権利維持費用の見込み等費用対効果を十分勘案して検討するなど、見直しを不断に行っている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●一般管理費については、経費の削減などにより平成25年度予算では前年度に比べて3.2%減としている。 ●清瀬地区、登戸地区の管理部門の一元化を図り、平成22年度において4名を削減し、さらに23年度に3名の事務職員を削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	●研究所(事務所)が東京都清瀬市、神奈川県川崎市にあるのみで、いわゆる東京事務所は保有していない。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	●従来より海外事務所は保有していない。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	●従来より職員研修・宿泊施設は保有していない。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	●現時点で不要となる資産はないが、今後とも徹底した効率化を図る中で必要に応じて適切に対応してまいりたい。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づく具体的な取組として、以下の取組を実施している。

1)公告期間を、開所日で10日以上、かつ入札説明会から開催日までの期間を考慮しつつ可能な限り長い期間を確保すること。

2)契約締結から履行開始までの期間や契約期間について、十分な期間を確保すること。

3)入札公告について、ホームページや研究所の掲示板だけでなく、他の掲載場所として厚生労働省本省の掲示板に掲示を行うこと。

4)入札業務について業者が検討を行いやすいよう、必要な事案については、可能な限り入札説明会・現場見学会を開催すること。

5)幅広く入札に参加できるように、仕様について、業者や製品が限定されないよう、同等品の提案を可能とする仕様にする。また、業務内容を考慮の上、過去の納入実績、請負実績等の条件を緩和すること。

平成23年度及び24年度の契約状況は以下のとおり

(金額ベース(単位:円))

23年度 一般競争等 617百万円(93.9%) 競争性のない随意契約 40百万円(6.1%)

24年度 一般競争等 332百万円(89.5%) 競争性のない随意契約 39百万円(10.5%)

(件数ベース)

23年度 一般競争等 76件(92.7%) 競争性のない随意契約 6件(7.3%)

24年度 一般競争等 70件(94.6%) 競争性のない随意契約 4件(5.4%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

●法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のホームページに公表している。

<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>		<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく取組として、ホームページへの掲載及び入札公告への記載により当該取組を周知し、公表の対象となる契約がある場合には、適切に対応している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>		<p>●関連法人はない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>		<p>●共同調達は実施していないが、一般競争入札の徹底・一者応札の改善等競争性を確保するための取組により、コスト縮減を図っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●ア) 幅広く入札に参加できるように、仕様について、業者や製品が限定されないよう、同等品の提案を可能とする仕様としている。また、業務内容を考慮の上、過去の納入実績、請負実績等の条件の緩和を行っている。</p> <p>●イ) 研究に必要な機器は特殊なものであるため、購入によらざるを得ないものが多いが、調達に当たりリース契約が可能である場合には、費用対効果を検討の上、リース契約を活用する。また、研究施設及び保管機器等については、一部貸与を行っており、貸与できる研究施設等はホームページにおいて公開している。</p> <p>●ウ) 調達に当たり、国内の他機関のホームページの調達情報等を確認し、同様の調達実績が確認できた場合には、仕様などを確認することとしている。</p>	
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●労働安全衛生に関する総合的な研究、労働災害の調査及びその社会への還元を目的とした労働安全衛生研究所で行っている事業については、民間企業における実施は本質的になじまないため、官民競争入札等の予定はない。なお、一般競争入札を積極的に導入すること等により、経費削減を図っている。</p>	

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政刷新会議公共サービス改革分科会において取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、一般競争入札を行っても一者応札となっている調達への改善に向け、以下のような取組を行っている。 ・一般競争入札への参加資格について、過去の納入実績を求めるのは真に必要な場合に限り、さらに従前、当研究所への過去の納入実績を要件としていたものを要件としないこととしたり、国又は他の独法での実績を要件としていたものを民間の研究機関での実績でも可とする等に緩和 ・入札公告について、当研究所の掲示板、HPのほか厚生労働省の掲示板にも掲示 ・入札公告期間について、所内規定で最低10日間としているところ、平均して27日確保 ・履行期間について、見積を徴取した業者の納期よりも長期間を確保 ・他機関の調達情報等を元に参加可能性のある業者に参加を勧奨
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●総人件費については、第二期中期計画において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)(以下、「方針」という。)を踏まえ、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成24年度まで継続した。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。」としており、方針を踏まえた総人件費の削減については既に目標が達成されている。
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平成24年度の役職員の給与水準は、研究職の対国家公務員(研究職)比較で91.4(対他法人で91.7)、事務・技術職の対国家公務員(行政職(一))比較で102.1(対他法人で96.0)となった。 ●ラスパイレス指数においては、地域手当、扶養手当、住居手当等の手当も参入されるので、これらの手当の支給状況により、事務・技術職において対国家公務員(行政職(一))比較で100を若干上回っているものである。 ●国の給与制度に準拠した給与制度としており、国の給与制度に準じた給与の見直しを行うこととしている。
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●左記イ)の措置を講ずるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公開した。
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年ホームページで公表している「独立行政法人の役職員の給与水準の公表」において、理事長、理事及び監事の報酬についても記載している。

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●監事による監査、評価委員会による事後評価において、給与水準の資料を提出する、役員報酬規程の改定時には説明を行う等により、厳格なチェックを実施している。 ●国の給与制度に準拠した給与制度のため適正な水準となっており、独立行政法人評価委員会において、平成24年度の役職員の給与水準等について説明を行ったところ了解されているところである。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>●「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)の策定後に定められた平成23年度からの第二期中期目標において、中期目標終了時まで、前中期目標期間の最終年度に比べて、一般管理費について15%程度、事業費について5%程度の額を削減することとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●法定外福利厚生費は労働安全衛生法等に基づく健康診断に係る費用であるが、研究所は厚生労働省共済組合の一支部であるため、国の基準と同様である。 ●旅費及び職員の諸手当についても、国の制度に準じたものとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●事業費等については、研究計画の作成とヒアリング・評価を通じて、必要経費等精査し、これら手続きを経て策定された実行計画に基づき、適正な管理を行うこと等により、透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●業務監査担当及び会計監査担当の2名の監事が置かれており、平成25年度においても、監査計画書に基づき業務監査及び会計監査の実施を予定している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●該当する事業はない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>●該当する事業はない。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●ホームページへの掲載やメールマガジン・開放特許情報データベースの活用、講演会等での広報に積極的に取り組むことにより、知的財産の活用等を通じた自己収入の確保に努めている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●該当する事業はない。 なお、研究に関しては、第三者外部有識者による研究の妥当性等を評価することを目的とした外部評価の仕組みがある。外部評価規程(平成25年8月8日改正)は別紙のとおり。評価の実績についてはホームページ(http://www.jniosh.go.jp/)上で公表している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●該当する事業はない。 なお、上記の研究に関する評価結果を研究計画等の見直しや予算に反映させている。また、評価結果については、上記ホームページ上で公表している。</p>

No.	37	所管	厚生労働省	法人名	労働安全衛生総合研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	23年度から実施	調査研究については、労災病院の臨床研究データ等の活用、労働現場の積極的訪問等を通じた現場の喫緊の課題への重点化等により研究の効率化を図り、業務を縮減する。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用する方法により業務内容を厳選する。	2a	研究評価に当たっては、基盤的研究課題が災害調査や関係団体等との情報交換等で把握した労働現場のニーズや実態、行政課題等将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものとなっているかどうかといった観点から学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会による評価を実施し、業務内容を精査するとともに、平成25年度計画では研究数を33課題にとどめた。	引き続き外部評価者による評価を実施し、業務内容・研究課題の厳選に努める。
		22年度から実施	他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討する。	2a	学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会における事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査を行っている。また、効果的・効率的な調査研究の実施の観点から共同研究による他の研究機関との連携ができないかについても検討し、これにより、特に「労働者健康福祉機構」とは、腰痛対策について引き続き共同で研究を実施している。こうした対応の結果、平成24年度における他の研究機関との共同研究の割合は33%となった。	引き続き外部評価者による評価を実施し、研究内容を精査するとともに、共同研究の可否についても検討を継続する。
	自己収入の拡大	23年度から実施	競争的研究資金の獲得額の向上に向け、例えば、研究資金の3分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。	2a	中期計画期間中に研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得する目標達成のため、所内の会議等において研究員に対して競争的研究資金に積極的に応募するよう勧奨している。その結果、平成24年度における競争的研究資金獲得課題数は35件となった。今後も研究資金の3分の1以上獲得の目標達成に向けて取り組む。	引き続き競争的研究資金の獲得額の向上に向けて、積極的な応募を行い、自己収入の拡大に努める。
		22年度から実施	研究施設・設備の有償貸与等により自己収入の拡大に努める。	2a	貸与可能な研究施設・設備については、そのリストを随時見直すとともに、ホームページやチラシ等で利用促進のための周知を行っている。その結果、平成24年度における有償貸与による収入額は116.0万円となった。今後も自己収入拡大に努める。	引き続き利用促進のための周知を行い、自己収入の拡大に努める。